



平成 16 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(登録銘柄 コード番号 9968)
問合せ先 取締役財務部長
曾我部達雄
(TEL. 088-823-2638)

新株予約権発行の保全抗告棄却決定に対する 抗告許可申立及び特別抗告の取下げについて

平成 16 年 7 月 16 日付で当社が発行いたしました、第 2 回新株予約権につきまして、株主羅民詔氏の申立により、当該新株予約権発行差止保全仮処分が一旦執行されましたが、当社は高知地方裁判所に対し保全異議申立を行い、仮処分の決定が取消されました。この判決を不服として、株主羅民詔氏が高松高等裁判所に対し抗告しておりましたが、これについても平成 16 年 8 月 23 日付で、当該抗告が棄却されたため、株主羅民詔氏が保全抗告棄却決定に対する、許可抗告申立及び特別抗告を提起しておりましたが、平成 16 年 9 月 21 日付で取下げられましたのでお知らせいたします。

記

1. 経 緯

- | | |
|------------------|--|
| 平成 16 年 5 月 12 日 | 当社臨時株主総会開催 第 2 号議案において、「株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」が承認可決されました。同総会終了後開催の取締役会において、当社は、新株予約権の引受先及びその引受個数を決議いたしました。 |
| 平成 16 年 5 月 31 日 | 新株予約権の発行価額の払込期日前日において、当社株主「羅民詔氏」より、「新株予約権発行差止仮処分命令申立書」が高知地方裁判所に提出されました。 |
| 平成 16 年 6 月 1 日 | 高知地方裁判所において、審尋がなされ、即日仮処分による保全執行命令が下されました。 |
| 平成 16 年 6 月 3 日 | 仮処分決定に対し、当社は、高知地方裁判所に対し、「保全異議に伴う執行停止申立書」と「仮処分異議申立書」を提出いたしました。 |
| 平成 16 年 7 月 8 日 | 高知地方裁判所より、新株予約権発行差止仮処分の決定が取消され、当社の申立が正当に認められました。
第 2 回新株予約権の発行手続きのため、当社は、臨時取締役会を開催し、日程の一部変更について決議いたしました。また、同日、有価証券届出書を四国財務局へ提出いたしました。 |

平成 16 年 7 月 13 日 (抗告状到達日 7 月 16 日)	羅民詔氏が新株予約権発行差止仮処分取消を不服として、高松高等裁判所に対し抗告いたしました。
平成 16 年 8 月 23 日	高松高等裁判所は上記抗告を棄却いたしました。
平成 16 年 8 月 27 日 (通知書到達日 9 月 7 日)	羅民詔氏が高松高等裁判所の保全抗告棄却を不服として、最高裁判所へ抗告許可申立と特別抗告を提起いたしました。
平成 16 年 9 月 21 日 (通知書到達日 9 月 25 日)	羅民詔氏より最高裁判所への抗告許可申立と特別抗告が取下げられました。

2. 内 容

申立人（株主羅民詔氏）による新株予約権発行差止仮処分申立書の内容につきましては、当社の行った臨時株主総会の決議に瑕疵があり、また、第 2 回新株予約権の発行は、羅氏自身の支配株主としての株式占有率を意図的に低下させ、特定株主の地位を侵害することを目的とする不公正なものであるとして、同氏が発行差止仮処分の申立を行い、一旦、仮処分が決定いたしました。

これに対し、当社は、即刻保全異議申立を行い、今回の臨時株主総会が適法に成立していること、並びに、本総会の特別決議の議案につきましても賛成の定足数を満たしていること等を証明し、仮処分決定は取消されました。

これを不服として、株主羅民詔氏が高松高等裁判所へ抗告いたしました。平成 16 年 8 月 23 日付で、高松高等裁判所は、抗告人が発行の差止めを求める新株予約権は全て発行済みであり、発行を差止める余地はないことから、抗告を棄却いたしました。

これに対しても不服として、株主羅民詔氏は最高裁判所へ抗告許可申立と特別抗告を提起していましたが、平成 16 年 9 月 21 日付で抗告許可申立と特別抗告は取下げられました。

以 上